

○米原市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例施行規則

平成 28 年 12 月 20 日

規則第105号

(趣旨)

第1条 この規則は、米原市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例（平成28年米原市条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(農業、林業または漁業の振興に資する建築物)

第2条 条例第4条ただし書に規定する規則で定める農業、林業または漁業の振興に資する建築物は、次に掲げるものとする。

- (1) 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）第20条で定める建築物
- (2) 農業、林業もしくは漁業の用に供する建築物で政令第20条で定める建築物以外の建築物または米原市内において生産される農産物、林産物もしくは水産物の処理、貯蔵もしくは加工に必要な建築物
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に認める建築物
(特例許可の申請等)

第3条 条例第8条第1項（条例第9条において準用する場合を含む。）の規定による許可（以下「特例許可」という。）を受けようとする者は、特例許可申請書（様式第1号）の正本および副本に、それぞれ次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。特例許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 申請理由書
- (2) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項の表1に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図（建築物に限る。）、2面以上の立面図および2面以上の断面図
- (3) 工場または危険物の貯蔵もしくは処理の用途に供する建築物については、工場・危険物調書（様式第2号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、特例許可をしたときは、特例許可通知書（様式第3号）に当該特例許可に係る申請書の副本およびその添付書類を添えて申請者に通知するものとする。

3 市長は、特例許可をしないときは、特例不許可通知書（様式第4号）に当該特例許可に係る申請書の副本およびその添付書類を添えて申請者に通知するものとする。

(特例許可の取消し)

第4条 市長は、偽りその他不正の行為により特例許可を受けた者または条例第8条第3項に規定する条件に違反した者に対して、当該特例許可を取り消すことができる。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

特例許可申請書

米原市長 様

申請者氏名 印
(法人にあつては、その名称および代表者氏名)

米原市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例第8条第1項（第9条において準用する場合を含む。）の規定による許可を申請します。

この申請書および添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

建築主等	建築主（築造主）	(住所) (氏名) (電話番号)			
	代理人	(住所) (氏名) (電話番号)			
敷地の位置等	地名地番				
	特定用途制限地域の区分				
	道路との関係	(幅員) m (敷地と接している部分の長さ) m			
建築物（工作物）の概要	主要用途				
	申請部分の用途				
	工事種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替			
	構造				
	高さ	(階数) 地上 階、地下 階 (最高高さ) m			
		申請部分	申請以外の部分	合計	敷地面積に対する割合
	敷地面積	m ²	m ²	m ²	%
	建築面積（築造面積）	m ²	m ²	m ²	%
	延べ面積（築造面積の合計）	m ²	m ²	m ²	%
	建築物（工作物）の数				
工事予定年月	(着工) 年 月 日 (完了) 年 月 日				
備考					

様式第 2 号 (第 3 条関係)

工場・危険物調書

工場関係	作業の概要	製品名			
		原料の種類			
		製造・処理・加工の別			
		製造・処理・加工の量 (最大)			
	原動機	種類	出力数、台数		
			申請部分	申請以外の部分	合計
			kw 台	kw 台	kw 台
			kw 台	kw 台	kw 台
			kw 台	kw 台	kw 台
			kw 台	kw 台	kw 台
	機械設備	名称	台数		
			申請部分	申請以外の部分	合計
			台	台	台
			台	台	台
		台	台	台	
		台	台	台	
危険物関係	種類	貯蔵・処理の別	数量または容量		
			申請部分	申請以外の部分	合計
備考					

様式第3号（第3条関係）

特例許可通知書

第 号
年 月 日

様

米 原 市 長



年 月 日付けで申請のあった下記の特例許可申請書および添付図書に記載の計画について、米原市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例第8条第1項（第9条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、許可しましたので、米原市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例施行規則第3条第2項の規定により通知します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 地名地番
- 3 建築物（工作物）の概要
 - （1）主要用途
 - （2）工事種別
 - （3）延べ面積（築造面積の合計）
 - （4）許可条件

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、米原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、米原市を被告として（訴訟において米原市を代表する者は、米原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(注意) 建築確認申請の際には、正本に特例許可通知書の写しを添付し、副本に特例許可通知書の原本をとじた特例許可申請書を添付して、申請してください。

この通知書は、大切に保存してください。

様式第4号（第3条関係）

特例不許可通知書

第 号
年 月 日

様

米 原 市 長



年 月 日付で申請のありました特例許可申請については、次の理由により許可しないこととしましたので、米原市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例施行規則第3条第3項の規定により通知します。

理由	
----	--

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、米原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、米原市を被告として（訴訟において米原市を代表する者は、米原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。